

中間市の乳幼児医療費助成制度が変わります

* 改正時期 平成22年4月1日

* 改正内容は次のとおりです。

♪♪♪	対象者	自己負担
変更前	就学前まで (<u>6才</u> になった年度の 3月31日まで)	3才未満：なし 3才以上： 通院の場合 月／600円
変更後	小学3年生まで (<u>9才</u> になった年度の 3月31日まで)	入院の場合 月／3,500円まで ＊通院のときの薬局には自己負担はありません。 ＊入院のときの食事代・諸費（個室利用時の部屋代や テレビ代など）は医療費に入りません。

助成対象

- ☆ 平成13年4月2日以降出生の乳幼児・児童
※ 9歳に到達後の3月31日まで。
- ☆ 中間市に居住し、国民健康保険または社会保険等の健康保険に加入していること。
- ☆ 重度障害者医療費・ひとり親（旧 母子）家庭等医療費の受給資格をもたないこと。
- ☆ 生活保護世帯に属していないこと。

助成の範囲

- ☆ 保険診療にかかる自己負担分
 - * ただし3歳以上の乳幼児については、自己負担があります。
通院：600円／1月 入院：500円／1日（1ヶ月7日限度）
- ☆ 別の公費（小児慢性特定疾患治療など）の適用がある場合は、乳幼児医療は使えません。
(後日、市役所の窓口で払い戻しの手続きが必要になります。問合せください。)

医療証

- ☆ 4月1日現在有効の乳幼児医療証をお持ちの方は申請の手続は必要ありません。
新しい医療証を各家庭に送付します。

問合せ先

中間市役所 健康増進課 国保医療係 電話 093-246-6246